

広島市告示(佐伯区)第135号  
令和7年1月17日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年1月17日から同月31日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の種類	路線名	変更区间	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	佐伯1区 372号線	佐伯区石内上一丁目 11439番地14地先から	旧	メートル 18.40～ 126.10	メートル 1,960.40
		佐伯区石内北五丁目 5013番地32地先まで	新	メートル 18.40～ 133.30	メートル 1,960.40